

「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取り扱いについて」

平成 29 年 4 月 27 日
飯山市 上下水道課 下水道係

近年、地球温暖化対策の一環として、家庭への普及が促進されています。高効率給湯器の内、「潜熱回収機構を有する給湯器等」(※1)においては、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水が一定量発生します。

このドレン排水を含む生活に起因する排水は、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、下水道排水設備への排出を原則とします。

ただし、以下の要件をすべて満たすものについては、下水道排水設備への排出を行わず、雨水排水として処理することを認めています。

1. 設置する「潜熱回収型ガス給湯器等」(※1)が、一般財団法人 日本ガス機器検査協会 (JIA) の認証機器であること。
2. 下水道排水設備への排出が建物等の構造上、極めて困難な場合であること。
3. 近隣周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことのないような施工であること。
(※2)

※1 : 「潜熱回収型石油給湯器」「家庭用燃料電池システム (燃料電池ユニット、潜熱回収型バックアップ給湯器)」も含む

※2 : 排水可能な道路側溝等への管路による排水となるもの。

参考 : 国土交通省による「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000157.html

